

答 申 書
(答 申 第 258 号)
平成 30 年 2 月 7 日

1 審査会の結論

北海道が土砂災害警戒区域を指定する際、土砂災害防止法の規定と異なる設定方法を取っていることが法令に違反しない根拠文書について不存在としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「北海道が土砂災害警戒区域を指定する際、土砂災害防止法の規定（急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該下端からの水平距離が当該急傾斜地の高さに相当する距離の二倍以内のもの）と異なる設定方法を取っていることが法令に違反しない事の根拠文書」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対し、請求内容に係る記述がなされている公文書は存在しないとして、平成 29 年 3 月 7 日付け空札建行第 1622 号で公文書不存在処分（以下「本件不存在処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は本件不存在処分について、土砂災害警戒区域の指定において、法令に依らない指定があるならば、何らかの根拠文書が存在しているはずであり、何らかの理由若しくは文書の確認不足により本件不存在処分を行ったと考えるのが妥当であるとしていることから本件不存在処分の妥当性について判断する。

(3) 本件不存在処分の妥当性について

ア 実施機関は、土砂災害警戒区域の指定において、地形の出入りが激しい区域形状の場合は、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るという土砂災害防止法の趣旨を鑑み、前後の見通し線による設定を行い、それが法令の定めた二倍を超える箇所もあるが、このような設定方法について記載した公文書は存在しないことから不存在処分としたと主張する。

イ 請求人は、実施機関が前後の見通し線による設定を検討する場合もあるとしているが、単純な地形の場合でも二倍を超える箇所が存在する場合もあれば、複雑な地形の場合でも前後の見通し線による設定を行っていない箇所もあり、その基準も不明であることから、これらの指定は適当に行われたものであり、法令を無視した不適切なものであると主張する。

ウ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定については、同法第 4 条第 1 項で必要な基礎調査は都道府県で行うとしており、北海道では基礎調査の手順等を示した「土砂災害防止法基礎調査マニュアル（案）」を作成している。

その中でも、土砂災害警戒区域等の指定に当たり、土砂災害防止法施行令第 2 条に規定された「急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該下端からの水平距離が当該急傾斜地の高さに相当する距離の二倍（当該距離の二倍が五十メートルを超える場合にあつては、五十メートル）以内のもの」を基に土砂災害警戒区域の指定を行う旨が記載されている。

実際、指定された警戒区域の中で、法令に規定される下端からの水平距離ががけ高の二倍を超えている箇所がある事は確かであるため、この点について、実施機関に確認したところ、以下のとおり説明があった。

まず、請求人の示した二つの区域図は、平成17年と平成20年に作成されたものであり、調査に係る方法が異なっていることが確認された。

平成17年については、現地測量により代表的な横断箇所を設定し、そこについては下端からの水平距離をがけ高の二倍以内で設定しているが、代表的な横断箇所の他に、土砂災害特別警戒区域の設定を考慮し、斜面の小崩壊の形跡など目立った地形の変化があるところに補足横断を設定する場合があります、その場合、警戒区域の設定にあまり影響のない範囲で、前後の見通し線上で設定を行い、二倍を超える箇所もあるとしている。

斜面の形状により、すべての部分で下端からの水平距離をがけ高の二倍以内とすることは難しく、現地状況によりこのような設定をとることは、土砂災害防止法の趣旨にも沿うものであるとしている。

一方、請求人が指摘した複雑な地形で前後の見通し線による設定を行っていないとされる箇所は、平成20年に調査されたものであり、平成17年と調査方法が異なっており、空中写真により作成された3次元数値地図から、図上で起終点や最大がけ高に加えて、20m間隔を基本に地形が大きく変化する箇所に横断箇所を設定しており、各横断箇所においては下端からの水平距離をがけ高の二倍以内で設定しているが、横断を設定していない箇所については、水平距離ががけ高の二倍を超える箇所もあるとしている。

これらのことから、区域の一部分の範囲で水平距離ががけ高の二倍を超える箇所が存在するが、あくまでも警戒区域を設定する際に、法律の趣旨を鑑み警戒区域を設定したもので、その根拠となる文書については、存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、警戒区域の指定について以上のような方法で行われていることを確認した。

したがって、実施機関が本件開示請求に係る文書について不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成29年6月21日	○ 諮問書の受理（諮問番号561） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し）の提出
平成29年6月27日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成29年11月2日	○ 審査請求人から意見書の提出
平成29年11月20日 （第二部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成29年12月18日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成30年1月30日 （第93回審査会）	○ 答申案審議
平成30年2月7日	○ 答申